

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要
綱

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年十月
一日とすること。